

議案第45号

押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

上記議案を提出します。

令和3年9月7日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

行政手続における負担軽減及び利便性の向上を図り、押印又は署名を求める手続の見直しを行うために、関係する条例について所要の改正を行うもの。

押印及び署名の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(長与町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 長与町職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の定める上級の公務員の面前において、」を「に対し」に、「に署名して」を「を提出して」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

(学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「に対し」に、「に署名して」を「を提出して」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

(長与町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第3条 長与町固定資産評価審査委員会条例(昭和41年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第8項中「署名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

(長与町火入れに関する条例の一部改正)

第4条 長与町火入れに関する条例(昭和59年条例第16号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。